

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠申出書

令和7年7月7日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光智



同復代理人

弁護士 横澤秀明



頭書事件について、次のとおり証拠（人証）を申出ます。

第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒753-0015 山口市平野2丁目2番1号 山口県護国神社内

津田 勉 （呼出・尋問予定時間30分）

第2 証拠との関係

証人は、山口県護国神社の宮司である。

第3 証すべき事実

山口県知事を山口県護国神社で行われる春季慰霊大祭に招待したのは、山口県遺族連盟であり、参拝と挨拶は区別された手順で行われ、知事らの活動が、山口県護国神社を助勢するものでないこと。

第4 尋問事項

別紙のとおり

[別紙]

尋 問 事 項

証人 津 田 勉

1 令和4年4月29日挙行された春季慰霊大祭について

- (1) 主催者は誰か
- (2) 知事を招待したのは誰か
- (3) 知事の出席にあたり、県の事務方と打ち合わせをしたのは誰か
- (4) 当日の行事次第。知事挨拶は、どの段階でのものか

2 山口県道族連盟について

- (1) どのような歴史を持つか
- (2) 山口県護国神社との関係

3 その他関連事実

- (1) 知事が来ることの神社にとっての効用
- (2) そのことを世間にレポートしているか
- (3) その他

以上